日野市立まんがんじ児童館

基本計画

令和６年４月

子ども部　子育て課

目　次

１．計画策定にあたって
（１）市内児童館の現在
（２）策定の目的
（３）計画のあり方
（４）関係法令

２．まんがんじ児童館の現状と課題
（１）沿革
（２）現状
（３）課題

３．施設運営について
（１）まんがんじ児童館の機能
（２）人員・運営体制
（３）関係機関との連携
（４）子どもの声を反映させる取り組み
（５）地域との連携の推進

４．日野市立まんがんじ児童館の施設概要
（１）施設名
（２）所在地
（３）建築物の概要
（４）公園施設として設置される児童館の取り扱いについて
（５）施設配置図

5.　運営までのスケジュール

１．計画策定にあたって

（１）市内児童館の現在

日野市においては昭和４６年に日野市立ひらやま児童館が市内初の児童館として誕生し、平成１９年に、子どもと子どもを取り巻く環境の充実に向けて、児童館の整備、事業展開、職員配置及び運営形態を見直し「日野市の新しい児童館構想」が策定された。この構想に基づき市内に１０館の児童館が整備され、現在まで運営をしている。

構想に基づき、従来の児童館活動をおこなう地域型児童館に加え、総合調整を行う基幹型児童館を平成２１年度に基幹型あさひがおか児童館、さかえまち児童館を開設し、平成２３年度にもう１ 館、基幹型ひらやま児童館を開設した。

たまだいら児童館、みなみだいら児童館についてはそれぞれ平成１６年３月、平成１７年３月より中高生対応館として指定管理者制度を導入し運営しており、しんめい児童館については、平成２９年度より民間事業者へ業務委託をし、運営をしている。

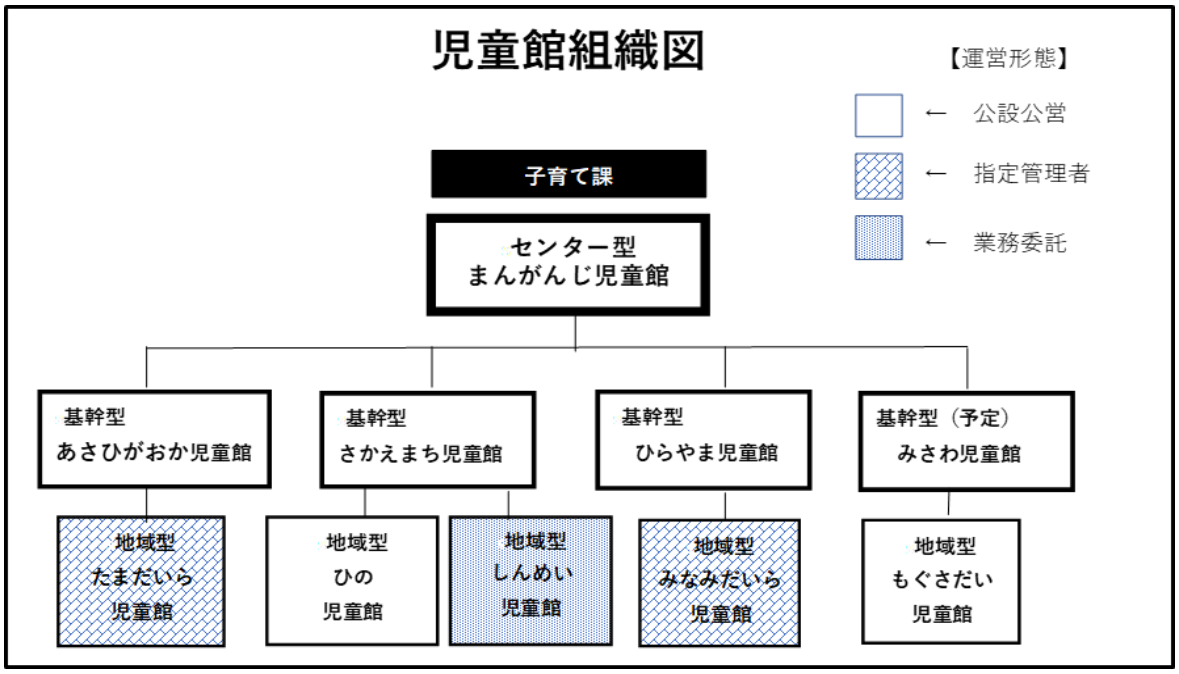

（２）策定の目的

本計画は組織内におけるまんがんじ児童館の役割、具体的な実施事業等を定めるために、必要な概要や事業を定めることを目的としている。

（３）計画のあり方

児童館今後のあり方検討委員会（令和 7 年から 11 年まで）の策定中の計画から、次の通りの役割を定めている。

まんがんじ児童館は、市内児童館の取りまとめをする「日野市児童館センター館（以下「センター館」とする）」として位置づけとなる。

現在、市内 10 児童館において外部機関との窓口となる館が決まっていない。庁内の関係機関や外部機関からの声に対し、市内の全児童館のとりまとめ調整する機能、また、中高生

世代対応館（2 館）や他施設と連携するなど機能が求められており、その役割を当館がセンター館として実施するものである。

センター館は以下の主な３つの機能を有する。

①市内全児童館ならびに、関連する公的機関に素早く連携・対応する機能

②中高生世代に関わる施設同士をつなぐパイプ役としての機能

③中高生世代の居場所ならびに意見表明する場と機会を設ける機能

こども基本法（令和 5 年 4 月）第三条「全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動にする機会が確保されること」及び日野市子ども条例に定める「子どもの権利」の保障、擁護を具現化するために、このように関係機関との連携を図るセンター館の位置づけが日野市の児童館には必須である。

（４）関係法令

・児童館事業は厚生労働省における「児童館ガイドライン」に基づき拠点性、多機能性、地域性を 3 本柱とし実施する。

拠点性：子どもと保護者の居場所

多機能性：子どもに関わる相談等を関係機関と連携する

地域性：子どもを中心とした地域住民とコミュニティづくり

・利用対象は 0 才から 18 才であり、加えて乳幼児保護者となる。さらに地域ボランティアを含めると幅広い年代が関わる施設である。下記の関係法律等のほとんどの年齢の人を対象者として網羅している。

【関係法令】

〇こども基本法

〇少子化社会対策基本法

〇子ども・子育て支援法（０歳から１２歳）

〇次世代育成支援対策推進法（０歳から１８歳）

・新！ひのっ子すくすくプラン

（第 2 期日野市子ども・子育て支援事業計画　R2~R6 年度）

〇子ども・若者育成支援推進法（０歳から３９歳）

〇子どもの貧困対策の推進に関する法律

〇日野市子ども条例

〇日野市立児童館今後の展開（R２～R6）

上記法令に基づき児童館事業は展開している。特に「次世代育成支援対策推進法」に定められた「日野市子ども・子育て支援事業計画」は、児童館の上位計画に当たる。同計画を具現化するため「日野市立児童館今後の展開（R2~R6 年度）」を児童館では定めており、PDCA サイクルを活用しながら着実に実行できるように進めている。

現在、国の示す「こども大綱」を踏まえた、日野市の子ども・子育て支援に関する次期計画の策定中であり、児童館でも上位計画と整合を図りながら、次期児童館計画を策定し

ている。まんがんじ児童館は次期児童館計画の中でセンター館として位置づけ、事業を展開していくものである。

2．まんがんじ児童館の現状と課題

（1）沿革

平成 17 年（2005 年）に新選組フェスタの会場を再活用して、ひの児童館万願寺分館として開設。平成 21 年（2009 年)、利用者が多くニーズが高いことから、ひの児童館分館から独立し、地域型まんがんじ児童館として開設。

（2）現状

令和 4 年 30,402 人の利用者があり、市内児童館で年間利用者数が一番多い児童館である。対象となる小学校は第四小学校であるが、第一小学校などからの利用もある。中学校では第一中学校の利用者が中心であるが、三沢地域からの中高生世代の利用も多く見られる。隣接施設として、乳幼児を対象とした「みんなのはらっぱ」もあるが、まんがんじ児童館にも乳幼児と保護者の利用が非常に多い。さらに、同公園内に田んぼがあることから、地域の協力を得て田植え稲刈り、もちつきと体験する食育事業も実施している。

その他、児童館として 17 年間の実績により地域の市民との信頼と連携も深まっていることが利用者数にも表れている。

児童館年間利用状況（令和４年度）

児　童　館　名	幼　児	小学生	併設学童在籍児	中学生	高校生	大　人	計
基幹型あさひがおか児童館	4,429	8,390		1,774	313	5,417	20,323
基幹型さかえまち児童館	4,339	9,313		1,040	163	4,813	19,668
基幹型ひらやま児童館	2,461	7,051	6,662	1,369	452	3,549	21,544
みさわ児童館	1,781	8,363	11,583	1,246	87	3,087	26,147
まんがんじ児童館	7,913	12,860		1,098	305	8,226	30,402
ひの児童館	5,949	9,419		1,479	563	8,191	25,601
もぐさだい児童館	2,243	5,162		1,147	9	4,413	12,974
しんめい児童館	1,284	7,595	10,453	778	385	1,446	21,941
たまだいら児童館ふれっしゅ	8,922	6,171		1,047	776	8,681	25,597
みなみだいら児童館ぷらねっと	4,512	10,872		2,289	1,562	7,154	26,389
合計	43,833	85,196		13,267	4,615	54,977	230,586

（3）課題

まんがんじ児童館の課題として以下の①～③までの 3 点がある。

①施設の老朽化

平成 17 年（2005 年）に建築された施設は、仮設での耐用年数を越えており、施設の老朽化も含め、これ以上の仮設での使用は認められない状況にある。一方、公園内の立地による利用のしやすさから、年間３万人の利用があり、中高生の利用も多い。引き続き、同公園内での児童館設置が必要と考える。新しい施設は、現施設とは別地で建設し、現児童館で事業を継続しながら新施設へ移行が求められる。

②中高生世代を対象とした施設の連携

全ての児童館が、中高生世代も利用対象としている。特に、たまだいら児童館とみなみだいら児童館については中高生世代対応館として運営している。

令和６年度には子ども包括支援センター「みらいく」でも中高生世代を対象とした事業が開始される。こども基本法の成立から中高生世代に向けた事業展開が求められているが、中高生世代に対応する施設の連携強化が必要である。

③関係機関が迷わず連絡できる窓口となる児童館の必要性

現在、全児童館を網羅統括した窓口が存在しない。対象となる児童館が明確でない案件において、どこの児童館に相談して良いのか分からない状態があり、児童館内でも窓口となる存在館が決まっていない。庁内をはじめ、子ども関係機関や地域団体などは、現状では各々の児童館に連絡をとり、調整する必要がある。

市内の児童館の事業全体を俯瞰し、相談相手のニーズにあった館と連絡・調整を図る窓口を務める役割が求められている。これらの課題を解決するためには、児童館全体のとりまとめや中高生世代の事業の方向性を示す舵取り役のセンター館の設置が必要である。

３．施設運営について

（１）まんがんじ児童館の機能

①センター館として、市内児童館の中心として、連携の会議の開催、実施、各種連絡等を行う。また、外部機関から児童館への連絡の際、代表として窓口役割を果たす。

②中高生世代を対象とした施設の連携機能。

市内の児童館とみらいく、その他市内中高生世代向け事業を実施する施設とのパイプ役となり、市内の中高生世代へのサービスを向上させる。

③子育て支援当事者への支援・協力する機能

児童館、学童クラブにおいて単独施設内で解決できない課題等については、各児童館の悩みを共有してフォローしていく。必要があれば専門機関へ連絡調整を行い、子育て支援を実践する現場職員のバックアップを行う。

④福祉的機能の促進

配慮の必要な子ども、その家族が利用しやすい施設となるよう、心地の良い居場所づくりを行う。

⑤地域の相談機能の強化

児童館ならではの「敷居の低い相談場所」として機能する。利用者との会話から、支援が必要なケースを、しっかりと関係機関に連携していく。（児童館職員によるソーシャルワークを実施する）また、児童館での気付きを通して専門機関に適切につないでいく。児童館だけでは解決できない案件は「子どもなんでも相談」「みらいく」等につなげていく。

（２）人員・運営体制

①運営体制

ア．公設公営

市内全体で中高生世代を対象にした窓口となる。民間事業者同士のつなぎ役や公的機関からの依頼を早く、確実に展開する必要があることから公設公営での運営とする。

イ．開館日時

・平日（火曜日～金曜日）　9：30～19：00

・土曜日・日曜日　9：30～18：00

ウ．休館日　月曜日、祝日・年末年始

②人員体制

・館長１名、専門職員５名（うち１名副館長を含む）

・会計年度任用職員３名配置

（若者相談員として、中高生世代に近い職員の配置し、話をしやすいようにする大学生、不登校・引きこもり、いじめからのサバイバー経験者など適任者）

（３）関係機関との連携

①市内全児童館のとりまとめ

・児童館同士の連携会議を計画、実施する。

・センター館として、市内を俯瞰し、必要と思われる情報、検討課題等を見つけ提供等を実施する。

・外部関係諸機関の窓口となり、担当児童館へ適切な連携を進める。

②地域青少年係

・ジュニアリーダーとの連携。ジュニアリーダー在籍中、卒業後も活躍の場として児童館と連携を図る。

③子ども包括支援センター「みらいく」

・「なんでも相談」との連携を図る。

児童館において解決が難しい相談の連携、また、相談の情報共有を図る。さらに支援者当事者の支援・援助に結び付ける。

・児童館の会議に「みらいく」にメンバー入ってもらい、連携を図る。

全児童館で支援レベルを向上させる目的で実施している「サービス向上委員会」等に「みらいく」の事業者に参加してもらう。市全体のレベルアップの協力体制を構築する。

・「みらいく」の中高生世代支援と連携し、児童館の情報の発信等集約を行う。

④発達・教育支援課（エール）

・児童館、学童クラブなどを利用する「発達等において、気になるお子さんやその保護者」への対応として相談室を設置し、エールと日常的な連携を図る。必要があれば、ケース会議等のオブザーバーとして、各施設にエールの専門職の派遣等を依頼する。

⑤福祉政策課、生活福祉課、セーフティーネットコールセンター

・経済的な理由で困難を抱える家庭への施策への協力。（貧困対策事業の連携）

・ヤングケアラー等、気になる子どもや家庭の発見がある際には、特化した事業を展開している関係各課に協力し、連携を図る。

・その他、子どもに関わり支援が必要と思われる人・家庭を、丁寧につないでいく。

⑥外部団体との連携

・地域のボランティア団体、フードパントリー、地域の高齢者施設、国際交流センター子ども食堂の活動を行う団体など、子どもを対象として活動を展開したい

・外部団体との窓口になり、必要と判断した際には、活動内容から対象児童の年齢やニーズをマッチングさせ、適した児童館へつなぐ調整を行う。

⑦その他

・連携が必要な機関との窓口等になり各児童館・学童クラブの現場と円滑な連携ができるよう支援する。

（4）子どもの声を反映させる取り組み

①市の施策に子どもの声を反映させる際、所管部署と子どもとの連携窓口となる。

各部署で子どもの意見を必要とする際、子どもの自由意見の取りやすい収集方法の提案の実施。また、児童館を利用して子どもの意見を取る際は、調査対象年齢の子どもと各館の利用者特徴、利用者年齢層の傾向を鑑み、調査に適した児童館を紹介するなど調整を行う。

②子ども実行委員の取り組み

年数回、または必要に応じて、児童館の行事・ルール等を子ども自身が提案し決める『子ども実行委員会』を実施する。子どもの意見を活かしたルールづくりや行事の企画・開催を実施していく。

③児童館運営協議会へ子ども委員の出席

児童館の運営について市民の意見を取り入れる仕組みとして、「運営協議会」がある。協議会の構成員は学校長や有識者、民生児童委員、地元地域の利用者などが中心となっているが、その中に「子ども」にも委員として出席してもらい、子どもの意見を公式な場で発表してもらい、児童館の運営に反映させていく。

④子どもからのヒアリング実施

来館中の利用者（子ども・保護者）と職員の会話の中から、子どものやりたい行事等を探り実現させていく。

⑤リクエスト BOX の設置

子どもや保護者が気軽に希望を伝える仕組みとして、リクエスト BOX を設置する。リクエストについては実現可能・不可能に関わらず、職員の回答や感想をつけて掲示する。

（5）地域との連携の推進

開設から 17 年間で得た地域とのつながりを活かして、万願寺地区の子育て支援の拠点としての機能も発揮する。

①田植えができる市内唯一の児童館であり、地域の特色を活かした事業展開を実施する。

②「地域の頼れる子育て支援拠点」となるよう、子ども関連団体や自治会、子ども会等と連携をする。物品の貸し出しから、遊びの企画方法、子どもの遊びに関する相談や物品の貸し出しなどに対応していく。

4．日野市立まんがんじ児童館の施設概要

（1）施設名　日野市立まんがんじ児童館

（2）所在地　日野市万願寺４－２０－１２

（3）建築物の概要

延べ床面積：333.03 ㎡　鉄筋１階建て　事務室、遊戯室、卓球室

（4）公園施設として設置される児童館の取り扱いについて

児童館は万願寺中央公園内に設置する。

まんがんじ児童館の管理範囲は児童館本体施設および併設するフェンス等で仕切られたバスケットコート内である。

5．施設配置図

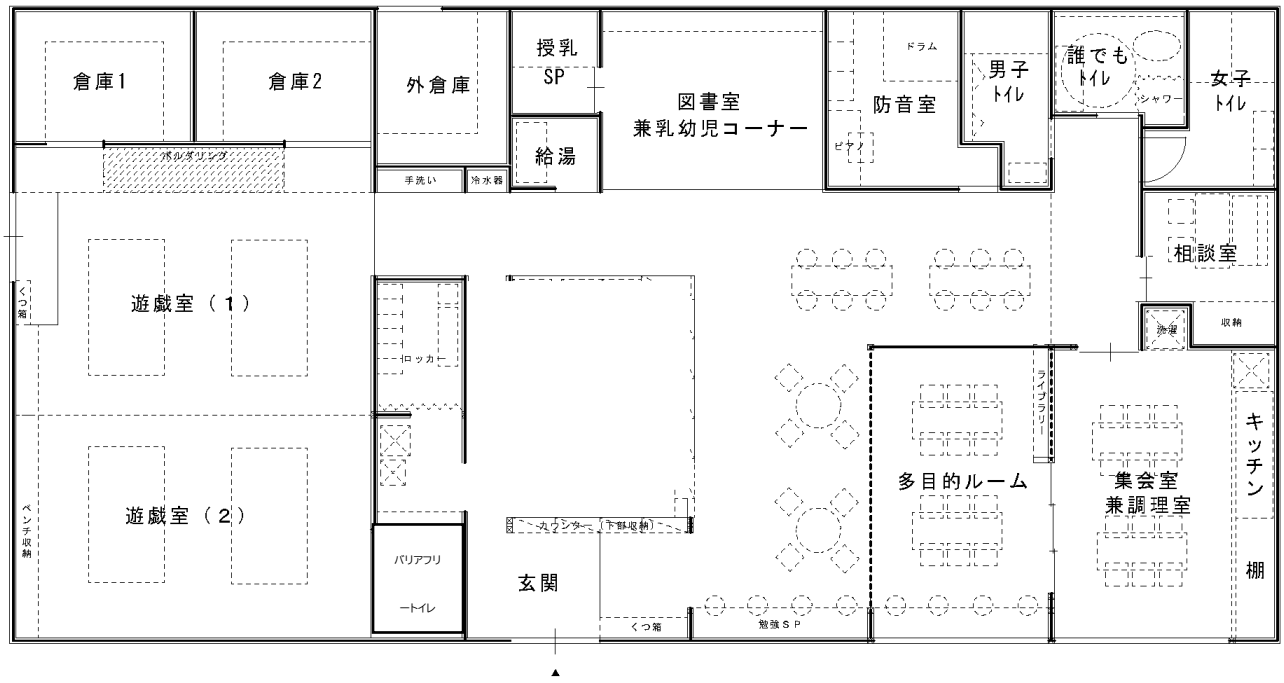

6．運営までのスケジュール

令和6年度	新まんがんじ児童館実施設計、R7建設費予算計上
令和7年度	新まんがんじ児童館建設工事
	まんがんじ児童館、撤去（休館）／新まんがんじ児童館、開設準備
令和8年4月	新まんがんじ児童館、開設（開所式）